

笠松けいばファンクラブ会員規約

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

本規約は、笠松けいばファンクラブ運営委員会（以下「運営委員会」と言います）が運営する「笠松けいばファンクラブ」に関し、第3条に定める会員による、運営委員会が別途定める各種特典を含むサービス（以下「本サービス」と言います）の利用及びこれに関連する事項の一切に適用されるものとします。

第2条 (本規約の内容及び本サービスの変更)

- 1 運営委員会は、本規約及び本サービスの内容を、会員の了承を得ることなく、随時変更することができます。
- 2 当規約及び本サービスの内容を変更した場合、その効力は笠松競馬ホームページに表示した時点から生じるものとします。

第2章 会員

第3条 (会員)

- 1 本規約における会員とは、第4条に定めるファンクラブの入会申し込みを行い、運営委員会が入会を承認した者をいいます。
- 2 家族会員は、会員の配偶者とその子に限り、人数の制限はしません。
- 3 会員資格は、当該承認後に交付する会員証が、入会希望者に到達したときに発生するものとします。

第4条 (入会)

- 1 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなします。

第5条 (入会の承諾及び取消)

- 1 運営委員会は、前条の入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合に除いて、その申込を承認するものとします。但し、当該承認後に、会員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、運営委員会は、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。その場合、第15条第3項に定めにより、年会費は返却しません。
 - (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2) 入会申込者が存在しない場合
 - (3) 入会申込者の承諾なくして他者が申し込んだ場合
 - (4) 入場禁止措置を受けているまたは受けたことがある場合
 - (5) 入会申込者が下記に掲げる事項に該当する場合
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年5月15日 法律第77号）第2条の暴力団、又はこれに類する反社会的団体（以下「暴力団等」といいます）に所属する者（以下「暴力団員等」といいます）
 - (ロ) 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者

- (ハ) 暴力団等及び暴力団員等と組織上、又業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者
 - (ニ) 暴力団員等に対し、資金その他の便宜を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有する者と運営委員会が認める場合
- (6) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると運営委員会が判断した場合
 - (7) 会費の支払いを怠っている場合
 - (8) 過去に本ファンクラブの利用承認が取り消されたことがある場合
 - (9) 入会申込時において、18歳未満の未成年者とその保護者の同意を得ずに入会した場合
 - (10) 本規約に違反した場合
 - (11) その他、会員として不適当であると運営委員会が判断した場合

第6条（会員資格の有効期限）

- 1 会員資格の有効期限は、当該年の4月1日から翌年3月31日までとします。

第7条（会員資格の更新）

- 1 会員は、前条の有効期間満了日、又は運営委員会が別途指定する日までに更新手続き（運営委員会が会員に対し送付する資料にその方法を記載します）を行うことにより、前条の有効期間を更新することができます。
- 2 有料会員は自動継続を運営委員会へ申請することができ、いったん申請した場合、あらためて自動継続しない旨の申請をするまで、自動継続されることを了承するものとします。

第8条（会員証）

- 1 運営委員会が第4条の手続きにより入会を承認した場合、会員証を発行します。
- 2 会員証は、会員名が記載された本人に限り利用可能とします。会員による本サービスの利用に際して、必ず提示いただくこととし、原則として提示がない場合は本サービスを受けることができないこととします。
- 3 会員は、会員証の紛失、盗難等があった場合は、直ちに運営委員会宛に届け出ることとします。
- 4 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員証を再発行します。

第9条（譲渡等の禁止）

- 1 会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます）に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできません。

第10条（会員個人情報の変更）

- 1 会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等運営委員会への届出の内容に変更があった場合、速やかにその内容を運営委員会所定の方法により、運営委員会宛に届け出ることとします。

- 2 会員は、住所の変更に際して、郵便局に対して転居届けを提出する等、運営委員会から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再送送料金等をすべて負担していただくものとします。
- 3 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届け出に関する責任は、すべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達、その他の不利益に関して、運営委員会は一切の責任を負わないものとします。
- 4 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、運営委員会では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止します。

第11条（退会について）

- 1 会員は、随時、所定の手続きを行い、ファンクラブを退会することができます。退会と同時にその諸権利は失われているものとします。
- 2 会員資格は、一身専属のものとし、運営委員会は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱います。
- 3 前2項の場合、運営委員会は、会員及びその相続人等に対して年会費は返却しません。
- 4 運営委員会は、本クラブ及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第3章 会員の義務

第12条（自己責任の原則）

- 1 会員は、本サービスの利用に関してすべての責任を負うものとし、運営委員会に対して何等の迷惑、又は損害を与えないものとします。
- 2 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、運営委員会は一切の責任を負わないものとします。
- 3 会員は、第三者の行為に対する疑問、もしくはクレーム等がある場合は当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
- 4 運営委員会は、ファンクラブ及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- 5 運営委員会以外の第三者が会員に対して提供する本サービス等の利用に関連し、会員が損害を受けた場合、運営委員会はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第13条（営業活動の禁止）

- 1 会員は、ファンクラブ及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはなりません。

第14条（その他の禁止事項）

- 1 会員は、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 運営委員会及び第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
 - (2) 第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
 - (3) 第三者になりすましてファンクラブに入会する行為
 - (4) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
 - (5) 会員証、会員番号、郵便物、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為
 - (6) 運営委員会及び本クラブ又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (7) 運営委員会及び本クラブ又は第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
 - (8) ファンクラブの運営を妨げるような行為
 - (9) 前各号の他、本規約、法令、又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
 - (10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第4章 年会費

第15条（年会費）

- 1 第8条の有効期間に対応するファンクラブの年会費は、3,000円とします。
- 2 会員は、前項に定める年会費等を運営委員会の定める方法により、支払うものとします。
- 3 運営委員会は、第27条に定める場合を除き、理由の如何を問わず、年会費を返却いたしません。
- 4 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は会員の負担とします。

第16条（本クラブの終了）

- 1 運営委員会は、3カ月前までに会員に対して告知することにより、運営委員会の裁量で本クラブの活動を終了し、会員に対する本サービスの提供を中止することができます。
- 2 本クラブの終了した際の残余金は、福祉の向上を目的として適切な方法で全額寄付します。

第17条（免責）

- 1 運営委員会は、本クラブ及び本サービスの利用並びに本クラブの終了により会員、又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。
- 2 郵便物、電子メール、その他の送付物等が、会員の事情、もしくは当社が契約する配送会社、携帯電話会社等の事情により会員に到達しない場合、運営委員会は、その責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第18条（会員情報の取扱い）

- 1 運営委員会は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」といいます）を取得するものとし、会員情報の保護について必要かつ適切な措置を講じることとします。

第 19 条 （会員情報の利用目的）

- 1 会員情報の利用目的は、次の各号の通りとします。
 - (1) 本クラブにおける記念品等商品を発送すること
 - (2) 市場調査、需要予測、その他の運営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに一特定個人を識別することができない統計的データの作成

第 20 条 （会員の肖像等の使用）

- 1 運営委員会は、運営委員会が会員に対してイベント型の特典を提供する際、当該特典に参加する会員の氏名・肖像・声等を記録・録画・録音し、広報宣伝を目的として、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・インターネット等で放送、掲載、配信等を行うことがあり、会員はこれらの利用について承諾するものとします。

第 21 条 （個人情報の第三者提供）

- 1 運営委員会は、法令に基づく場合、「個人情報保護に関する法律」に定める場合、適正な本サービス提供の為に判断した場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が当社に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。

第 22 条 （準拠法）

- 1 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 23 条 （問合わせ先）

- 1 本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知等の宛先は下記のとおりです。

〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町 12 番地

岐阜県地方競馬組合

笠松けいばファンクラブ運営委員会

TEL：058-387-9079 （午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝祭日は休業）

ホームページ：<https://www.kasamatsu-keiba.com/>

附則 本規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。